

入札公告（説明書）

令和 8 年 10 月 30 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 宮入 徹往

次のとおり簡易公募型プロポーザル方式について公示します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和 8 年 7 月版）』（以下、『共通入札公告』という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、『共通入札公告』4-2-1. に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	道央自動車道 小糸魚川橋床版取替検討
1-2	業務内容	業務箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書（案）』、『金抜設計書』又は『参考図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 宮入 徹往
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課 （住所）〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30 （電話）011-896-5777 （mail）ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	内訳明細書（入札時）	必要…『共通入札公告』4-4-1. を参照のこと
1-7	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと
1-8	支払条件	前金払の有無：「有」
1-9	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-10	競争参加資格要件等	『共通入札公告』4-3-1. 及び本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-11	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-12	設計業務成果品等の貸与	閲覧資料の有無：「無」

1-13	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-14	その他	特記事項なし

2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書 2-3. に示す「参加表明書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日 から 令和 8 年 11 月 16 日まで
2-3	参加表明書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日 から 令和 8 年 11 月 16 日 16 時 00 分まで ※『共通入札公告』4-3-5. ～4-3-6. に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕(6)に示すとおり提出書類を書留郵便等又は電子メール（資格審査アドレス又は担当者アドレスに限る）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2 部提出すること。</p> <p>【提出書類】 別添 様式集に定める参加表明書様式</p>
2-4	技術提案書の提出者の選定及び提出要請日	<p>令和 8 年 12 月 10 日を予定 ※技術提案書の提出者に選定しない場合は、非選定通知書を送付します。</p>
2-5	非選定通知にかかる理由の説明請求期限日	非選定の通知をした日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10 時 00 分から 16 時 00 分まで
2-6	技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和 9 年 1 月 5 日 16 時 00 分 ※『共通入札公告』4-3-7. ～4-3-11. に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄に、技術提案書に必要な書類一式を添付し提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、以下に示す 1) 又は 2) の手続きにより提出すること。 1) 電子メール（資格審査アドレス又は担当者アドレス）により提出するとともに、電子入札システムの『技術提案書』画面の添</p>

		<p>付欄には、技術提案書様式 1 のみを添付し提出すること。</p> <p>2) 入札者に対する指示書の様式 1「電子入札におけるファイル添付可能容量超過に伴う対応について」を作成し、技術提案書に必要な書類と伴に書留郵便等により 2 部提出するとともに、電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄には、様式 1「電子入札におけるファイル添付可能容量超過に伴う対応について」のみを添付すること。</p> <p>【提出書類】 別添 様式集に定める技術提案書様式</p>
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	<p>【実施期間】 令和 9 年 1 月 18 日 から 令和 9 年 1 月 26 日 までを予定</p> <p>【実施場所】 NEXCO 東日本 北海道支社 会議室 又は Web 会議システム</p>
2-8	技術提案書の特定通知日	<p>令和 9 年 2 月 18 日を予定</p> <p>※技術提案書及び見積者に特定しない場合は、非特定通知書を送付します。</p>
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	<p>非特定の通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内の休日を除く毎日、10 時 00 分から 16 時 00 分まで</p>
2-10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 令和 9 年 1 月 5 日 16 時 00 分</p> <p>※参考見積書の提出対象者は、技術提案書の提出者のみとする。</p> <p>入札公告（説明書）技術評価項目及び評価基準で示す参考業務規模に対する技術提案書の提案内容に基づく参考見積書を提出すること。</p> <p>※『共通入札公告』1-6 に示す見積活用方式に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄に、参考見積書に必要な書類一式を添付し提出すること。</p> <p>なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、以下に示す 1) 又は 2) の手続きにより提出すること。</p> <p>1) 電子メール（資格審査アドレス又は担当者アドレス）により提出するとともに、電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄には、技術提案書様式 1 のみを添付し提出すること。</p> <p>2) 入札者に対する指示書の様式 1「電子入札におけるファイル添付可能容量超過に伴う対応について」を作成し、技術提案書に必要な書類と伴に書留郵便等により 2 部提出するとともに、電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄には、様式 1「電子入札におけるファイル添付可能容量超過に伴う対応について」のみを添付すること。</p> <p>[郵送入札の場合] 書留郵便等または電子メール（資格審査アドレスまたは担当者アドレスに限る）により提出すること。また、電子メールの総ファイル容量が 15MB（メール本文の容量を含む）を超える場合は、</p>

		<p>電子メールでの受信ができないことから、15MB を超えない容量に分割のうえ提出してください。</p> <p>【提出書類】 別添 様式集 技術提案書に定める参考見積書及び添付資料</p> <p>【提出部数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書留郵便等の場合 C D - R : 2 部 (添付資料のうち見積書に記載された価格の内訳を示す資料はMicrosoft Excel で保存、価格の根拠を示す資料は自由形式で保存) ・電子メールの場合 : データ 1 部 (添付資料のうち見積書に記載された価格の内訳を示す資料は Microsoft Excel で保存、価格の根拠を示す資料は自由形式で保存)
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和 9 年 1 月 18 日 から 令和 9 年 1 月 26 日 までを予定
2-12	訂正参考見積書提出期限	<p>【提出期限】 令和 9 年 2 月 26 日 16 時 00 分</p> <p>【提出方法】 書留郵便等または電子メール (資格審査アドレスまたは担当者アドレスに限る) により提出すること。また、電子メールの総ファイル容量が 15MB (メール本文の容量を含む) を超える場合は、電子メールでの受信ができないことから、15MB を超えない容量に分割のうえ提出してください。</p> <p>【提出書類】 別添 様式集 技術提案書に定める参考見積書及び添付資料</p> <p>【提出部数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書留郵便等の場合 C D - R : 2 部 (添付資料のうち見積書に記載された価格の内訳を示す資料はMicrosoft Excel で保存、価格の根拠を示す資料は自由形式で保存) ・電子メールの場合 : データ 1 部 (添付資料のうち見積書に記載された価格の内訳を示す資料は Microsoft Excel で保存、価格の根拠を示す資料は自由形式で保存)
2-13	見積書の提出期限	<p>【提出期限】 特定した見積者に別途通知する。 なお、『共通入札公告』4-5 に示す見積合わせに関する事項を確認のうえ提出すること。 また、『共通入札公告』4-4-1. 1 に示す内訳明細書についても見積書と併せて提出すること。</p>

		<p>※内訳明細書は、Microsoft Excel により作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。 <u>（金抜設計書様式のとおりに）</u></p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】 『共通入札公告』4-4-1.に定める書類</p>
2-14	見積執行日時	特定した見積者に別途通知する。
2-15	見積執行場所	本書 1-4. に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日 から 令和 8 年 12 月 18 日 16 時 00 分まで</p> <p>【受付場所】 本書 1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（様式自由）を電子メール又書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日 16 時までに提出すること。</p> <p>【受付場所】 契約担当部署</p> <p>【質問内容の記載上の留意事項】 入札公告 1「競争参加資格確認申請または参加表明される皆さまへ」（P2）に記載の「質問に関する留意事項」（特に、お受けできない内容に関する事項）を十分にご確認のうえ、質問書を提出してください。</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として 5 日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間 （設計業務成果品等の貸与）	本件競争入札においては非該当

※各提出書類については、交付図書及び入札者に対する指示書の様式をお使いください。

※各文書について、電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期限内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ZIP ファイル形式による提出は受け付けない。（2-16. 入札に関する質問受付期間【受付方法】電子メールについては、送付アドレスの限定はない）

競争参加資格要件等一覧表

		業務名		道央自動車道 小糸魚川橋床版取替検討																																									
調達手続の概要	競争契約の方法		簡易公募型プロポーザル方式(技術者評価型)																																										
	落札者の決定方法		—																																										
	見積活用方式の対象		有																																										
	評価値の算出方法		—																																										
	入札バンド		対象外																																										
	履行バンド		対象																																										
	審査時期		事前審査																																										
		下記に示す業種区分の「令和 7・8 年度競争参加資格」を有する者であること。																																											
業種区分		橋梁設計																																											
競争参加者に求める事項	審査基準	審査基準日において、平成23年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受注する企業(以下、「元請」という。))として完了及び受渡しが完了した下記の同種業務実績を有すること。 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。																																											
		業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。))の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																											
	同種業務	<table><tr><th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>施工計画</td><td></td></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>維持管理</td><td></td></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	施工計画									
		業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																								
		鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計																																									
		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計																																									
		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画																																									
		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																																									
		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	基本(予備・概略)設計																																									
		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	実施(詳細)設計																																									
鋼構造・コンクリート		現橋拡幅	施工計画																																										
審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																																												
	審査基準日において、平成23年度以降に元請として完成及び引渡し完了した業務において、次に示す同種業務の経験を有すること。 業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。))の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																												
同種業務	<table><tr><th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>施工計画</td><td></td></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>維持管理</td><td></td></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	施工計画										
	業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																									
	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計																																										
	鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計																																										
	鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画																																										
	鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																																										
	鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	基本(予備・概略)設計																																										
	鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	実施(詳細)設計																																										
	鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	施工計画																																										
予定管理技術者に求める事項	審査基準日において、次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。																																												
	イ	1 技術士	総合技術監理部門	建設一鋼構造及びコンクリート																																									
		2 技術士	建設部門	鋼構造及びコンクリート																																									
		3 上記2と同等の能力と経験を有する者※1																																											
	ロ	4 国土交通省登録技術者資格	橋梁	計画・調査・設計																																									
		5 RCCM	鋼構造及びコンクリート																																										
		6 土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	鋼・コンクリート																																									
		7 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	鋼・コンクリート																																									
		8 土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	鋼・コンクリート																																									
		9 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	鋼・コンクリート																																									
10 土木学会認定土木技術者		1級土木技術者コースB	鋼・コンクリート																																										
技術者資格	なお、上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。))と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。 ※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。																																												
手持ち業務量	手持ち業務量が、次に該当しないこと。 ①1 件500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10 件以上 なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合の①の件数は5 件以上とする。 ※手持ち業務量は、審査基準日の時点で契約中の業務のみとする。ただしNEXCO東日本が発注した調査等において、余裕期間制度を適用した契約業務については、受注者が設定した余裕期間内は手持ち業務に含めない。																																												

競争参加要件	予定照査技術者に求める事項	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。																																									
		同種業務	審査基準日において、平成23年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。 業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。																																									
			<table><tr><th>業務分野</th><th>業務段階1</th><th>業務段階2</th><th>業務段階3</th></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>施工計画</td><td></td></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>橋梁</td><td>維持管理</td><td></td></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>基本(予備・概略)設計</td><td></td></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>実施(詳細)設計</td><td></td></tr><tr><td>鋼構造・コンクリート</td><td>現橋拡幅</td><td>施工計画</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3	鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画		鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	基本(予備・概略)設計		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	実施(詳細)設計		鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	施工計画									
			業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3																																						
			鋼構造・コンクリート	橋梁	基本(予備・概略)設計																																							
			鋼構造・コンクリート	橋梁	実施(詳細)設計																																							
			鋼構造・コンクリート	橋梁	施工計画																																							
			鋼構造・コンクリート	橋梁	維持管理																																							
			鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	基本(予備・概略)設計																																							
			鋼構造・コンクリート	現橋拡幅	実施(詳細)設計																																							
鋼構造・コンクリート	現橋拡幅		施工計画																																									
審査基準日において、次に示すいずれかの技術者資格を有する者であること。																																												
イ	1 技術士	総合技術監理部門	建設－鋼構造及びコンクリート																																									
	2 技術士	建設部門	鋼構造及びコンクリート																																									
	3 上記2と同等の能力と経験を有する者※1																																											
	ロ	4 国土交通省登録技術者資格	橋梁	計画・調査・設計																																								
		5 RCCM	鋼構造及びコンクリート																																									
		6 土木学会認定土木技術者	特別上級土木技術者	鋼・コンクリート																																								
		7 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースA	鋼・コンクリート																																								
		8 土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースA	鋼・コンクリート																																								
		9 土木学会認定土木技術者	上級土木技術者コースB	鋼・コンクリート																																								
		10 土木学会認定土木技術者	1級土木技術者コースB	鋼・コンクリート																																								
なお、上記の資格について、現在の資格名称等(部門名称等を含む。以下同じ。)と過去の資格名称等が異なる場合は、当該資格の認定機関にて資格名称等の内容に相異が無いことが確認できること。 ※1 上記3に示す、「同等の能力と経験を有する者」とは、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る)にあって、あらかじめ技術士相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている技術者をいう。																																												
競争参加資格未資格者 その他	施工管理(調査等)業務の受注者	業務名) 北広島管理事務所管内 改良Ⅱ施工管理業務	受注者名) ㈱北海道近代設計																																									
		業務名) —	受注者名) —																																									
	—																																											

技術評価項目及び評価基準

参加表明者に提出を求める参加表明書の作成、技術提案書の提出者を選定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

簡易公募型プロポーザル方式 技術者評価型	技術評価点(満点)	100点
----------------------	-----------	------

評価項目			評価基準			
競争参加者の経験及び能力	実績等	競争参加者の同種業務の実績	次の基準で評価する。			
			評価基準			評価点
			評価点= 配点 (25点) × 係数 a			配点
			係数 a の設定は下記のとおり			
				同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合	同種業務の受渡しが令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合
			1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25
競争参加者の経験及び能力	成績等	競争参加者の同種業務における成績	次の基準で評価する。			
			評価基準			評価点
			評価点= 配点 (15点) × 係数 a × (同種業務実績の成績評定点－70) / 20			配点
			※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 ※成績評定点が90点以上の場合は、成績評定点を90点とする。 ※成績評定点が70点に満たない場合又は成績評定点が無い場合は、評価点は0点とする。			
			係数 a の設定は下記のとおり			
				同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合	同種業務の受渡しが令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合
競争参加者の経験及び能力	表彰等	競争参加者の同一業種区分の表彰実績	次の基準で評価する。			
			評価基準			評価点
			評価点= 配点 (5点) × 係数 a			配点
			係数 a の設定は下記のとおり			
				表彰日が令和6年4月1日以降である場合	表彰日が令和6年3月31日以前でかつ令和4年4月1日以降の場合	表彰日が令和4年3月31日以前でかつ平成29年4月1日以降の場合
			1) 同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績	1.00	0.50	0.25
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。			
			評価基準			評価点
			技術部門・科目・種類に応じ評価する。			配点
			外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。			
			①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する			20点
			②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロに該当する			10点
競争参加者の経験及び能力	表彰等	競争参加者の同一業種区分の表彰実績	③上記に該当しない			不適

配置予定管理技術者の経験及び能力	経験等	配置予定管理技術者の同種業務の経験	次の基準で評価する。				
			評価基準		評価点	配点	
			評価点= $\frac{\text{配点}}{(20\text{点})} \times \text{係数 } a$		20～0点	20点	
			係数 a の設定は下記のとおり				
				同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合	同種業務の受渡しが令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合	
1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務		1.00	0.50	0.25			
2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務		0.50	0.25	0.12			
3) 上記1)、2)に該当しない		0.00					
配置予定管理技術者の経験及び能力	成績等	配置予定管理技術者の同種業務の成績	次の基準で評価する。				
			評価基準		評価点	配点	
			評価点= $\frac{\text{配点}}{(15\text{点})} \times \text{係数 } a \times \frac{(\text{同種業務実績の技術者評定点}-70)}{20}$		15～0点	15点	
			※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。 ※技術者評定点が90点以上の場合は、技術者評定点を90点とする。 ※技術者評定点が70点に満たない場合又は技術者評定点が無い場合は、評価点は0点とする。				
			係数 a の設定は下記のとおり				
	同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合	同種業務の受渡しが令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合				
1) 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務		1.00	0.50	0.25			
2) 同種業務実績が国土交通省の発注業務		0.50	0.25	0.12			
3) 上記1)、2)に該当しない		0.00					
配置予定管理技術者の経験及び能力	配置予定管理技術者の手持ち業務件数		次の基準で評価する。				
			評価基準		評価点	配点	
			管理技術者又は担当技術者として従事している1件500万円以上の手持ち業務について、 ①契約件数の合計が10件以上かに該当するか否かにより判断する。 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」が1件でも含まれる場合は、上記①の件数を5件以上とする。		①に該当しない	適	-
					①に該当する	不適	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性		次の基準で評価する。				
			評価基準		評価点	配点	
			以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-50-12]に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。		いずれも該当しない	適	-
					いずれかに該当する	不適	
技術提案書の提出者を選定する方法		技術提案書の選定方法は次のとおりとする。 ①『競争参加資格要件等一覧表』に示す競争参加資格のすべてを満足し、かつ、参加表明書の評価において不適とされなかった提出者の中から、参加表明書の評価点の高い者より技術提案書の提出者の選定を行う。 ②技術提案書の提出者として3者を選定する。ただし、同評価又は同等程度評価の提出者が3者を超えて存在する場合、又は参加表明書の提出者が3者に満たない場合にはこの限りではない。 ③入札手続き中の辞退等により選定者が2者以下になった場合には、追加選定を行うことがある。なお、追加選定にあたり参加表明書の再提出は求めず、また、技術提案書の提出期限日は変更しない。					

技術提案書の選定者に提出を求める技術提案書の作成、技術提案書を特定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

簡易公募型プロポーザル方式 技術者評価型				技術評価点(満点)		100点	
評価項目			評価基準				
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格等	配置予定管理技術者の技術者資格	次の基準で評価する。				
			評価基準			評価点	配点
			技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のイに該当する		15点	15点
				②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定管理技術者に求める事項_技術者資格」のロに該当する		7.5点	
				③上記に該当しない		不適	
配置予定管理技術者の経験及び能力	経験等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。				
			評価基準			評価点	
			評価点= 配点 × 係数 a (15点)			15	
			係数 a の設定は下記のとおり				
				同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合		同種業務の受渡しが令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合
1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25				
2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12				
3) 上記1)、2)に該当しない	0.00						
配置予定照査技術者/現場作業責任者の経験及び能力	資格等	配置予定照査技術者/現場作業責任者の技術者資格	次の基準で評価する。				
			評価基準			評価点	配点
			技術部門・科目・種類に応じ評価する。 外国資格を有する技術者を予定する場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。	①競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定照査技術者/現場作業責任者に求める事項_技術者資格」のイに該当する		5点	5点
				②競争参加資格要件等一覧表に記載する「競争参加要件_予定照査技術者/現場作業責任者に求める事項_技術者資格」のロに該当する		2.5点	
				③上記に該当しない		不適	
配置予定照査技術者/現場作業責任者の経験及び能力	経験等	配置予定照査技術者の同種業務の経験	次の基準で評価する。				
			評価基準			評価点	
			評価点= 配点 × 係数 a (5点)			5	
			係数 a の設定は下記のとおり				
				同種業務の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務の受渡しが令和5年3月31日以前でかつ令和3年4月1日以降の場合		同種業務の受渡しが令和3年3月31日以前でかつ平成28年4月1日以降の場合
1) 同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25				
2) 同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12				
3) 上記1)、2)に該当しない	0.00						

業務への取り組み姿勢	次の基準で評価する。												
	<table><tr><th colspan="2">評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>業務理解度</td><td>業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</td><td>10点</td></tr><tr><td>実施手順</td><td>業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。</td><td>30点</td></tr><tr><td>その他</td><td>有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。</td><td>20点</td></tr></table>	評価基準		配点	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10点	実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	30点	その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	20点
	評価基準		配点										
	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10点										
	実施手順	業務実施手順を示す業務フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	30点										
その他	有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	20点											
評価方法は次の通りとする。 ①「業務への取り組み姿勢」に記載された内容と、その内容に対するヒアリングを行い、総合的に評価を行う。 ②次の審査基準により、評価者（3名）が評価項目毎に各社を相対的に評価する。 【配点が10(20)(30)点の場合】 10(20)(30)点（相対的に非常に優れている） 8(16)(24)点（相対的に優れている） 6(12)(18)点（普通） 0(0)(0)点（妥当でない） ③各評価者の評価の平均点が評価点となる。（評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする）													
参考業務規模	次の基準で評価する。												
	<table><tr><th colspan="2">評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td colspan="2">・代替案を含めて参考業務規模と大きく乖離した見積である場合は特定しない。 ・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。</td><td>－</td></tr></table>	評価基準		配点	・代替案を含めて参考業務規模と大きく乖離した見積である場合は特定しない。 ・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。		－						
	評価基準		配点										
・代替案を含めて参考業務規模と大きく乖離した見積である場合は特定しない。 ・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。		－											
<table><tr><td>参考業務規模（税込）</td><td>53百万円</td></tr></table>	参考業務規模（税込）	53百万円											
参考業務規模（税込）	53百万円												
技術提案書に関するヒアリング	(1)ヒアリングでは、技術提案書に記載された次の事項について質疑応答を行う。 ①業務実施体制 ②業務の取組み姿勢（業務の実施方針、実施フロー、工程計画、その他） ③〔設計業務の場合〕照査体制 ④参考見積の内容 (2)ヒアリング時の追加資料は受理しない。 (3)ヒアリングは質疑応答を含め40分程度とする。												